

介護保険事業所開設者 各位

上田市福祉部高齢者介護課長

令和8年度介護職員等処遇改善加算等に関する計画書の提出について（通知）

日頃より介護保険事業に格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、介護職員等処遇改善計画書を作成し、指定権者へ届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和 8 年度分)」(令和 8 年 3 月 13 日付け老発 0313 第 6 号厚生労働省老健局長通知)に基づき、下記のとおり処遇改善計画書を提出してください。

令和 8 年 6 月の報酬改定に伴い、創設された事業がございます。

要件等をご確認いただいたうえでのご提出にご協力をお願いいたします。

記

1 提出書類

令和 8 年度に算定を受けようとする場合は、次の届出書類を提出してください。

- ・別紙様式 2 (処遇改善計画書)
- ・体制届※早見表をご確認の上、ご提出をお願いします。

(早見表)

処遇改善加算を算定する期間及び算定する処遇改善加算の区分			窓口	体制届の提出 必要有無	(参考) 区分変更	
～3月	4～5月	6月～			4月	6月
I	I	Iイ	継続	○	×	○
		Iロ	継続	○	×	○
II	I	Iイ	変更	○	○	○
		Iロ	変更	○	○	○
	II	Iイ	継続	○	×	○
		Iロ	継続	○	×	○
		IIイ	継続	○	×	○
		IIロ	継続	○	×	○
III	I	Iイ	変更	○	○	○
		Iロ	変更	○	○	○
	II	Iイ	変更	○	○	○
		Iロ	変更	○	○	○

		Ⅱイ	変更	○	○	○
		Ⅱロ	変更	○	○	○
	Ⅲ	Ⅰイ	継続	○	×	○
		Ⅰロ	継続	○	×	○
		Ⅱイ	継続	○	×	○
		Ⅱロ	継続	○	×	○
		Ⅲ	変更なし	×	×	×
Ⅳ	Ⅰ	Ⅰイ	変更	○	○	○
		Ⅰロ	変更	○	○	○
	Ⅱ	Ⅰイ	変更	○	○	○
		Ⅰロ	変更	○	○	○
		Ⅱイ	変更	○	○	○
		Ⅱロ	変更	○	○	○
	Ⅲ	Ⅰイ	変更	○	○	○
		Ⅰロ	変更	○	○	○
		Ⅱイ	変更	○	○	○
		Ⅱロ	変更	○	○	○
		Ⅲ	変更	○	○	×
	Ⅳ	Ⅳ	変更なし	×	×	×

	区分	留意事項
①	新規	● 令和7年度に処遇改善加算を算定しておらず、令和8年4月から新たに処遇改善加算の算定を開始する事業所を含む法人は、体制届には、6月以降の区分も併せて記載の上、提出してください（記載例①）
②	継続	● 令和7年度に算定していた処遇改善加算の区分を、令和8年度も引き続き算定する事業所を含む法人（4月に区分変更がなく、6月に区分変更）は、体制届には、6月以降の区分も併せて記載の上、提出してください（記載例②）
③	変更	● 令和8年4月から処遇改善加算の区分を変更する事業所は、体制届には、6月以降の区分も併せて記載の上、提出してください（記載例③）
④	変更なし	● 3月までと4、5月分及び6月以降の区分で変更がない事業所は、計画書のみ提出し、体制届の提出は不要です。

・別紙様式 5 (特別な事情に係る届出書) ※必要な場合のみ

事業の継続を図るために、職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合は届け出てください。なお、年度を超えて介護職員の賃金を引き下げる事となった場合は、次年度の新加算を算定するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がありますのでご注意ください。

- ・ 処遇改善加算以外の加算を取得する場合の届出は、計画書に係る体制届とは別に、体制届及び介護給付費の算定に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表、加算要件に係る添付書類の提出が必要です。

2 提出部数 1部

3 提出期限 令和8年4月15日(水)(必着)

(電子申請にて提出してください。)

なお、6月以降に本加算を取得する場合は、取得の前々月の末日までに提出すること。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など令和8年4月及び5月は申請しない事業者が令和8年6月以降に当加算を申請する場合は令和8年6月15日までに提出とする。※下記表を参考にしてください。

	計画書提出期限	体制届提出期限	受付期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>従前サービス</u>のみを運営している法人</li> <li>● <u>従前サービス</u>と<u>新規サービス</u>を併せて運営している法人</li> </ul>	令和8年4月15日 (水)	令和8年4月15日 (水)	令和8年3月23日 (月)から令和8年 4月15日(水)まで
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>新規サービス</u>のみを運営している法人</li> </ul>	令和8年6月15日 (月)	令和8年6月15日 (月)	令和8年3月23日 (月)から令和8年 6月15日(月)まで

※従前サービス：従前から処遇改善加算が設定されているサービス

(以下に記載の新規サービス及び加算算定非対象サービス((介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導)を除く)

※新規サービス：新たに処遇改善加算が設けられたサービス

((介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援をいう。)

※令和8年4月以降に新規算定する事業所を含む法人及び令和8年4月に加算区分が変更になる事業所を含む法人の計画書と体制届の提出期限も、令和8年4月15日(水)です。

※計画書は、処遇改善を行う全ての法人で提出が必要です。体制届は、上記早見表の「体制届の提出必要有無」欄が「○」の区分の事業所で提出が必要です。

4 提出先 上田市福祉部高齢者介護課（電子申請）

5 各種通知・様式について

以下ホームページに掲載していますのでご確認ください。

○上田市「介護職員等処遇改善加算等に係る届出書等」

<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/korei/3185.html>

○長野県「介護職員等処遇改善加算等について」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/>

[kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html](http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html)

6 留意事項

- (1) 計画書の様式が改訂されましたので、令和8年度の計画書については、改訂後の新様式で作成してください。
- (2) 事務処理の都合上、体制届の提出期限については、国通知記載の提出期限と一部異なっています。体制届の提出について、市が指定する提出期限に間に合わない場合は当課へご一報ください。
- (3) 厚生労働省ホームページ「介護職員の処遇改善」や、市ホームページ等を十分ご確認ください。なお、不明な点のお問い合わせは、厚生労働省専用相談窓口（電話番号 050-3733-0222）をご活用ください。
- (4) 計画書の内容等に変更が生じる場合は、別紙様式 4（処遇改善加算の変更届出書）を提出してください。
- (5) 令和8年度中に事業を廃止した事業所は、廃止後であっても実績報告書の提出が必要です。最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、別紙様式 3（実績報告書）を提出してください。

〒386-8601 上田市大手一丁目 11 番 16 号

上田市福祉部高齢者介護課

介護保険（地域密着型サービス）担当 小岩井、小山、佐藤

TEL : 0268-71-6576（直通）

地域包括ケア推進（総合事業）担当 高寺、堀内、新妻

TEL : 0268-23-5140（直通）

FAX : 0268-29-4466